

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	私立高等学校等就学支援金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

県は、私立高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

島根県知事

公表日

令和8年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	私立高等学校等就学支援金の支給に関する事務
②事務の概要	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律により、一定の所得条件のもとに授業料相当額を支給するもの。 ・特定個人情報ファイルは、受給資格確認(所得要件)の事務に使用する。
③システムの名称	高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien、統合宛名管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報照会ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表123の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会する根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項 【情報提供する根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部総務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 島根県松江市殿町1番地 0852-22-5018
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部総務課 島根県松江市殿町1番地 0852-22-5018
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録の際は住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者本人からのマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。</p> <p>申請者本人のマイナンバーの提供を受ける他、以下のとおり人手を介在する作業があるが複数人で確認・管理することとしており人為的ミスへのリスク対策を取っていると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者本人から学校に対し特定個人情報が提供された際は、学校は内容を十分確認し簡易書留等追跡可能な方法により県へ提出する ・申請書の記載された特定個人情報及び本人情報のデータ入力作業・確認 ・特定個人情報の記載がある申請書は鍵付保管庫において保管 ・特定個人情報が記載された申請書は、保存期間経過後、担当者立ち合いの下廃棄し、廃棄日を記録 	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	所属の「保有個人情報等の取扱規程」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。 ・申請者本人から学校に対し特定個人情報が提供された際は、学校は内容を十分確認し簡易書留等追跡可能な方法により県へ提出する ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記載された書類等が混入していないか、複数人により確認を行ったことを確認する ・特定個人情報が記載された申請書は、保存期間経過後、担当者立ち合いの下廃棄し、廃棄日を記録するを徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月3日	I 関連情報 4.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	私立高等学校等就学支援金支給システム(仮称)	高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien	事後	
令和1年6月3日	I 関連情報 4.情報連携ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	未定	実施する	事後	
令和1年6月3日	担当部署の所属長名	総務課長 鎌谷正文	総務課長 森本 敬史	事後	
令和1年6月3日	II しいい値判断項目 1.対象人数の計数年月日	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月3日	II しいい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月3日	IV リスク対策	—	IV リスク対策の項目の追加	事後	
令和2年4月1日	担当部署の所属長名	総務課長 森本 敬史	総務課長 黒田 利恵	事後	
令和3年2月1日	II しいい値判断項目 1.対象人数の計数年月日	平成31年4月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	
令和3年2月1日	II しいい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	平成31年4月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	
令和4年2月1日	担当部署の所属長名	総務課長 黒田 利恵	総務課長 清水 寛之	事後	
令和4年2月1日	II しいい値判断項目 1.対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和4年2月1日	II しいい値判断項目 1.対象人数の計数年月日	令和3年2月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年2月1日	II しいい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	令和3年2月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年2月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報照会・情報提供の根拠】番号法第19条第7号 別表第二の113の項及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条	【情報照会・情報提供の根拠】番号法第19条第8号 別表第二の113の項及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条	事後	
令和5年2月1日	担当部署の所属長名	総務課長 清水 寛之	総務課長 小笠原 唯真	事後	
令和5年2月1日	II しいい値判断項目 1.対象人数の計数年月日	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和5年2月1日	II しいい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和6年2月1日	I 1.特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-shien	高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-shien、統合宛名管理システム、中間サーバ	事後	
令和6年2月1日	担当部署の所属長名	課長	課長	事後	
令和6年2月1日	II しいい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	令和5年2月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	
令和6年2月1日	II しいい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	令和5年2月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	
令和7年1月8日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	—	就学支援金特定個人情報照会ファイル	事後	
令和7年1月8日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の91の項及び番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条	番号法第9条第1項 別表123の項	事後	
令和7年1月8日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報照会・情報提供の根拠】番号法第19条第8号 別表第二の113の項及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条	【情報照会する根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項 【情報提供する根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項	事後	
令和7年1月8日	II しいい値判断項目 1.対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和7年1月8日	II しいい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	令和6年2月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年1月8日	II しいい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	令和6年2月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年1月8日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	—	新設された「判断の根拠」を記載	事後	
令和7年1月8日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	新設された「評価項目」「判断の根拠」を記載	事後	
令和8年2月1日	II しいい値判断項目 1.対象人数の計数年月日	令和7年1月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	
令和8年2月1日	II しいい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	令和7年1月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	